

京都府入札監視委員会（平成 29 年度第 5 回）議事概要

開催日時及び場所	平成 30 年 2 月 7 日(水) 午前 10 時 00 分 ～ 正午 ルビノ京都堀川 ひえい			
出席委員氏名(職業)	委員長 安 保 嘉 博(弁護士) 委員 末 松 千 尋(京都大学経営管理大学院教授) 委員 壽 崎 かすみ(龍谷大学国際学部准教授) 委員 戸 田 圭 一(京都大学経営管理大学院教授) 委員 山 下 信 子(弁護士)			
議 事 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ(前田総務部副部長) 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札及び契約手続の運用状況等について (2) 抽出案件に関する入札経緯等について (3) 次回抽出委員の選出等 (4) 次回開催日程の調整 4 閉会 			
審 議 対 象 期 間	平成 29 年 8 月 1 日 ～ 平成 29 年 11 月 30 日			
審 議 対 象 件 数	[工事] 480 件	[物品] 147 件	[業務委託] 42 件	
内 訳	一般競争入札	419 件	105 件	
	指名競争入札	43 件	11 件	
	随意契約	18 件	31 件	42 件
抽 出 案 件	5 件	1 件	1 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問		回答等	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会意見の内容	<p>○抽出案件に関する入札経緯等について</p> <p>委員会において、具申すべき特段の意見等はない。</p> <p>なお、各委員から出された意見・質問について、今後の入札契約執行の参考にするとともに、「公契約大綱」に基づいた取り組みを進められるよう努力願いたい。</p>			

別紙

3 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
特になし	

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①京都スタジアム（仮称）新築工事（主体工事）

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○本工事の設計業務について、発注方法は何か。</p> <p>○落札者の決定方法について、説明してほしい。</p> <p>○総合評価競争入札や入札時VE方式を採用したとのことだが、次順位者は予定価格超過をされたので、総合評価の点数如何に関わらず、落札者となり得ないのではないか。</p> <p>○入札時VE方式について、新しい取り組みを試みたという点は評価できる。入札時VE方式を進めていく上で、注意したことなどがあれば教えていただきたい。</p> <p>○より良い技術提案を行い施工した業者が、次の入札で有利に働くというようなことはあるのか。</p> <p>○全体の発注工事の中で入札時VE方式は、どのくらいを占めるのか。</p>	<p>○公募型プロポーザル方式により、(株)東畑建築事務所と契約をしました。</p> <p>○本工事は、総合評価競争入札（標準型）及び入札時VE方式を採用しています。総合評価については、標準点（100点）に地域貢献及び技術力の評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点）を加えたものを、当該入札者の入札金額で除して評価値としました。また、入札時VE方式はコスト縮減が可能な施工方法等に関する技術提案を求めるものです。これらを踏まえ、予定価格の制限の範囲内で、かつ評価値が最も高い者を落札者としました。</p> <p>○そのとおりです。</p> <p>○本工事については、落札者した共同企業体から施工方法等について技術提案がありました。施工にあたっては、構造上の変化や、別途発注を行った電気・機械設備工事にも影響が及ぶことから、それらの調整を落札者負担で行うこととしました。</p> <p>○そのようなことはありません。</p> <p>○件数は少なく、本工事で2例目です。</p>

②東山警察署祇園交番改修工事

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○落札者について、過去に警察本部発注工事の受注実績はあるのか。</p> <p>○本工事は予定価格事前公表ということだが、予定価格を事前・事後公表する際の基準はあるのか。</p> <p>○辞退業者が7者と多く感じるが、予定価格の設定に誤りはなかったのか。</p> <p>○業者へのヒアリングを行ったところ、辞退理由が施工場所や工期にあったということだが、工期については早期に発注するなどして配慮できたのではないか。</p>	<p>○今年度については、北大路交番のトイレ改修工事を受注されており、過去にも何度か受注されています。</p> <p>○本府では、コンプライアンスの観点から、基本的に予定価格を事前公表としており、一部の工事について予定価格を事後公表としています。また本工事は、建築一式工事のⅠ等級又はⅡ等級の業者を対象としており、本件のようにⅡ等級業者に発注を行う場合は事前公表としています。</p> <p>○予定価格については、積算基準に基づき適切に設定を行っています。ただ本工事は、自動車や観光客などの歩行者が非常に多い四条通りから進入する工事で、かつ交番部分の改修については先行して工事を完成させる条件を付したため難易度が高くなり、業者が予定価格を確認した上で、儲けが出ないと判断し、辞退をされたものと推測されます。</p> <p>○交番の改修工事については、年度当初に設計業務を発注した後に、工事の発注を行います。本工事については京都市との法令協議に時間を要したため、通常より工事の発注が遅れたものです。</p>

③宮津湾流域下水道 宮津湾浄化センター修繕工事（建築設備・脱水機室大扉取替工）

…指名競争

意見・質問	回答等
<p>○業者へのヒアリングを行ったところ、辞退理由は儲けが出ないからということだが、応札4者の内2者が最低制限価格未滿で失格という状況を見ると、これらの状況は矛盾しているように思う。この点どのように考えているのか。</p>	<p>○営繕工事の場合、最低制限価格は高めに設定される傾向にあります。また本工事内容は、脱水機室の大扉を調達し、取り付けるというものであり、積算基準どおり積算を行うと、最低制限価格の設定率は9割を超えてきます。ただ最低制限価格の設定率が9割を超える場合であっても、府の設定基準では上限を9割としており、失格業者はこの上限について知らなかったのではないかと推測されます。</p>

意見・質問	回答等
<p>○予定価格や最低制限価格の設定基準は公表を行っているのか。</p> <p>○入札書不着について、応札や辞退といった意思表示をしないことは受注者の対応としてまずいのではないか。</p>	<p>○予定価格や最低制限価格の設定基準については、府のHPで公表しています。この設定基準に基づけば、価格の算定はできます。</p> <p>○入札書不着が複数続いた場合には、当該業者に対して、対応を改善するように指導等を行っているところです。</p>

④管内一円河川一般単独災害復旧工事 他

…指名競争

意見・質問	回答等
<p>○指名業者数について、20者指名するという基準があるのか。</p> <p>○土木一式工事IV等級の管内業者全 21 業者から 20 業者を選定された基準について、教えていただきたい。</p> <p>○③の工事より、④の工事の積算の方が難しく思うが、抽選者数が4者と多いのはなぜか。</p> <p>○歩掛があるとしても、4者が同額になったのはなぜか。</p> <p>○要するに、工事種別によって、積算が容易にできるものとそうでないものがあるということか。</p>	<p>○公契約大綱において、概ね 20 者を指名することとしています。</p> <p>○管内のIV等級業者に発注を行う案件は、年間に 20 数件あり、施工場所や指名機会の均等などに配慮して、それぞれ 20 者を選定しています。</p> <p>○③の工事については、施工歩掛がなく、見積を参考にして積算を行いました。④の工事については、歩掛があるため積算が容易にできたものと推測されます。</p> <p>○入札にあたり、積算参考資料や参考数量書等を全て掲載していますので、これらの資料を基に積算すれば、価格は算定できるものと考えています。</p> <p>○土木工事については、歩掛や積算参考資料等を公表しているため、積算が比較的容易ですが、建築や設備などの営繕工事については、製品の占める割合が大きく、見積の相手方によって、積算にバラつきが出てきます。</p>

⑤管内一円（枚方亀岡線）道路一般単独災害復旧工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○法面補修工事は別途発注予定か。</p>	<p>○本年1月に国の災害査定を受けたところ、概ね府の申請どおりになる見込みですので、早急に</p>

意見・質問	回答等
<p>○見積依頼について、契約業者以外に見積依頼先はなかったのか。</p> <p>○見積依頼先が1者ということだが、複数業者から見積を徴収しなければ、価格の妥当性が判断できないのではないか。</p> <p>○今後発注予定の法面補修工事について、一般競争入札で発注予定か。また、入札の際に当該業者が有利になるということはあるのか。</p> <p>○応急復旧ということだが、工期末を年度末に設定している理由はどういうわけか。</p>	<p>発注に着手したいと考えています。</p> <p>○通常、災害の応急復旧については、管内業者に発注していますが、台風21号では、管内全域で被害があったため、他業者に依頼するのは困難でした。</p> <p>○見積依頼先は1者ですが、本工事の予定価格については、積算基準に基づき、適正な価格で設定しており、業者の見積額についても予定価格の範囲内でしたので、採用としました。</p> <p>○一般競争入札で発注予定ですが、応急復旧を施工したことが、今後の発注に有利に働くことはありません。</p> <p>○発注した際、応急復旧については約1箇月を見込んでおり、実際の工事も約1箇月で完了しましたが、応急復旧後に、道路の補修等が必要になった場合、変更契約し補修ができるよう、工期を長めに設定しました。</p>

⑥京都府公営企業管理事務所の電力調達一式

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○本入札参加資格要件の1つである、「電気事業法の規定により小売電気事業者の登録がある者」は何者いるのか。</p> <p>○技術革新が進んでいる分野については、公募型プロポーザル方式が適している可能性がある。技術が飽和している分野では、通常の入札の方が適していると考えますが、技術革新があれば、それを積極的に採用することでコスト削減ができると考える。 VE方式など手続きに時間を要するが、入札及び手続きについて新しいことにチャレンジし、コスト削減の可能性が広がるのではないか。</p> <p>○スタジアムの案件のように、施工方法など新し</p>	<p>○経済産業省のHPでは、平成30年1月25日現在で、453事業者の登録があります。</p> <p>○電力分野においては、技術は一定確立しているものと考えており、本庁舎を含め、安定的な電力調達とコスト削減のために入札を実施しています。他の電力入札においても約6割の落札率となっており、競争性が確保され、コスト削減できたものと考えています。</p> <p>○技術革新があるものについては、民間の技術を</p>

意見・質問	回答等
<p>い技術革新が起きている可能性がある。そういうものを積極的に活用するためにはプロポーザル方式が適していると思う。</p>	<p>活用できるようにすべきと考えており、技術の有効性や実現の可能性などについて専門家の意見をお聞きしながら、できるだけ取り入れたいと考えています。</p>

⑦平成 29 年度スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業の実施業務

…随意契約(業務委託)

意見・質問	回答等
<p>○配点に占める価格点の割合が5点と少ないように感じるが、他案件も価格点はこの程度の配点なのか。</p>	<p>○本府では平成 28 年 5 月に公募型プロポーザル方式の事務マニュアルを策定し、価格だけでなく、当該業務を履行する上での企画力や技術力等を踏まえて契約の相手方の候補者を選定する必要がある業務を対象業務としています。価格点については1割程度を配点している傾向にあります。</p>